平成３０年（フ）第８８号
静岡県沼津市本郷町26番33号　コンフォート香貫205号室、前住所静岡県沼津市中原町５番11号　２Ｆ
債務者　岩本　　透
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　成一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１８８号
さいたま市見沼区島町1101番地　松本１202号
債務者　大城　　勝
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３６４号
埼玉県川口市戸塚東４丁目14番３号　リヴィエールコートＣ棟202号
債務者　武田　友和
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３６５号
埼玉県川口市戸塚東４丁目14番３号　リヴィエールコートＣ棟202号
債務者　武田　麗子（旧姓浅野）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３８４号
埼玉県新座市菅沢２丁目３番12号　すがさわハイツ101号室
債務者　首藤　佑太
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４０６号
埼玉県戸田市中町２丁目14番10号　内田荘110号室
債務者　井熊　芳子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４１６号
さいたま市南区四谷３丁目２－５　ドルチェ武蔵浦和205、住民票上の住所さいたま市岩槻区南平野２丁目８番地１　ガーランド清賀103
債務者　藤實　愛斗
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４８７号
さいたま市北区奈良町102番地40
債務者　鷹野　朋美（旧姓奥井）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９１号
さいたま市南区内谷５丁目27番２－305号
債務者　菅原　　毅
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１－35－305
債務者　村本　法子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５０１号
埼玉県上尾市栄町２番22号
債務者　三須サチ子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５０２号
埼玉県上尾市栄町２番22号
債務者　三須恵美子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１７７号
埼玉県春日部市藤塚850番地２　高橋貸家Ｂ
債務者　高野　朝澄（旧姓押田・竹田）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１９４号
埼玉県草加市青柳２丁目13番26号
債務者　小澤　光浩
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第３９２号
愛知県瀬戸市南仲之切町51番地
債務者　桑原紀美子
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２１号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字東崎浜101番地１
債務者　岩城　　潤
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第３０号
岩手県一関市大東町摺沢字堀河ノ沢24番地１堀河ノ沢団地３号
債務者　木村　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部